



要支援1・2の訪問介護と通所介護が

平成29年4月1日から

「介護予防・日常生活支援総合事業」

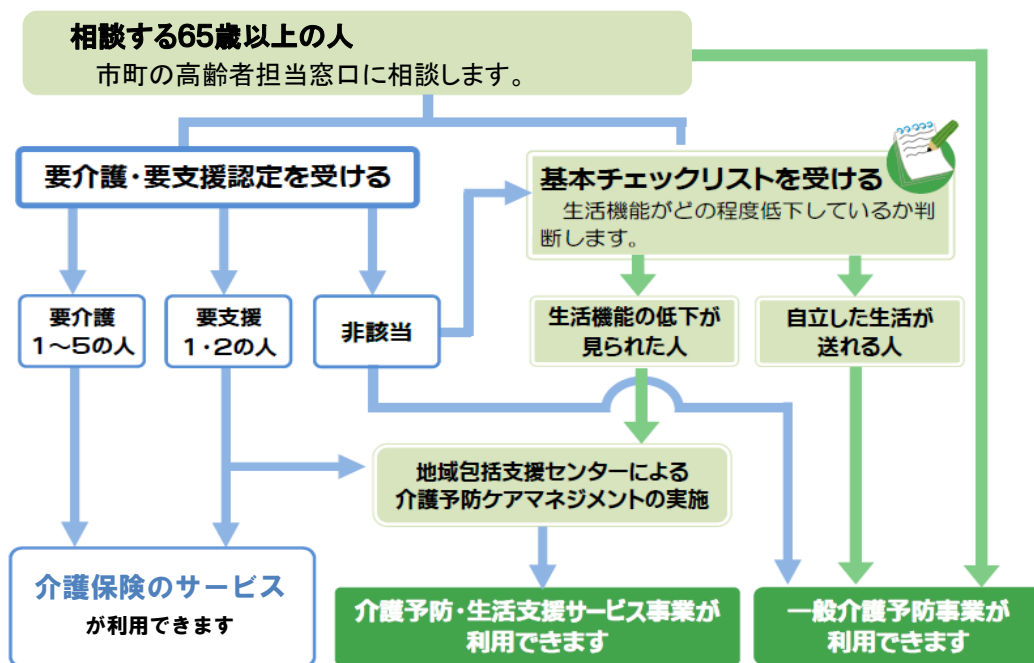
に変わります。

介護保険サービスのうち、要支援1または要支援2の認定を受けている方が利用する「訪問介護」と「通所介護」については、平成29年4月から市町の実情に応じて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、サービス提供することになります。

これにより、これまでの全国一律の介護サービスに加え、住民主体などによる新たなサービスが提供されることになります。



サービス利用までの流れについて



総合事業 Q&A



Q. 総合事業は新しい事業なので利用をしてみたいのですが、どんな人が利用できるのですか？

A. 総合事業には、「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」の2種類があり、利用できる人は、次のとおりです。

○一般介護予防事業…65歳以上のすべての人

○介護予防・生活支援サービス事業…

①要支援1・2の認定を受けている人

②「基本チェックリスト」で生活機能が低下していると判断された人（事業対象者）

※事業対象者の人は、介護保険の介護サービス（要介護の認定を受けた人向けのサービス）、介護予防サービス（要支援の認定を受けた人向けのサービス）は利用できません。

Q. 介護予防や生きがいづくりに興味があるのですが・・・
「一般介護予防事業」はどんなことをするのですか？



A. 一般介護予防事業は、地域の人と人とのつながりを通じて自立支援の取り組みを行い、いきいきと自分らしく生きがいや役割を持って生活できる地域を目指す事業で、総合事業の一つです。基本チェックリストや要介護認定を受ける必要はなく、65歳以上の人であれば誰でも利用できますので、積極的に参加してみましょう。

「一般介護予防事業」はこんなことを行います！

- 介護予防についての教室や講演会を開催（介護予防普及啓発事業）
運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの介護予防に関する講座や講演会を開催します。
 - 地域のみなさんの介護予防の活動支援（地域介護予防活動支援事業）
地域の住民のみなさんが主体となった「通いの場」の立ち上げ・継続の支援や内容の充実など、介護予防活動の支援などを行います。
 - そのほか、支援を必要とする人を把握して介護予防事業への参加支援、地域で行う介護予防活動へのリハビリテーション専門職などの参加支援、計画で決めた目標がどれくらい達成できているのか検証・評価などの事業も行います。
- ※「一般介護予防事業」は市町によって事業内容が異なります。



Q. 「介護予防・生活支援事業サービス事業」にはどんなサービスがあるのですか。

A. 介護サービス事業者、地域に住んでいるみなさんや民間企業、NPO、ボランティアなどが主体となって、支援が必要な人にサービスを行います。
「要支援1・2」や「事業対象者」と判定された人は、次の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。（これまでの介護保険による介護予防訪問介護と同様のサービスです。）
- 地域住民やボランティアのみなさんが、支援が必要な人のゴミ出しなど、生活援助を行います。
- 体力の改善や日常生活動作などの改善の支援が必要な人に、保健師などが短期的な指導を行います。 など

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活向上のための支援を行います。（これまでの介護保険による介護予防通所介護と同様のサービスです。）
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するための運動器の向上や栄養改善などが必要な人に、保健・医療の専門職による短期的な指導を行います。 など

●は、現在検討中の項目です。

☎お問い合わせ先 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所総務管理課
電話0954-69-8222